

林業・木材産業改善資金貸付基準

[平成15年7月1日 岡山県告示第349号]

最終改正

[平成24年9月28日 岡山県告示第610号]

区 分	資 金 内 容	貸付対象者
1 新たな林業部門の 経営の開始	(1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 (2) 造林に必要な資金 (3) 立木の取得に必要な資金 (4) 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うために必要な資金 (5) 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うために必要な資金 (6) 林業機械の加工に用いられる機械その他の林業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うために必要な資金 (7) 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うために必要な資金 (8) 能率的な林業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるために必要な資金 (9) 林業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるために必要な資金 (10) 林業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金 (11) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるために必要な資金 (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の	(1) 林業従事者 (2) 木材産業に属する事業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。以下同じ。） (3) (1)又は(2)に掲げる者の組織する団体 (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。以下同じ。） (5) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)第4条第2項第2号ロに規定する支援措置を行う同法第12条第1項の認定中小企業者（当該認定中小企業者が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合であつて、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が同法第2条第4項の農商工等連携事業として当該措置を行う場合を含む。以下「支援措置を行う認定中小企業者」という。）

	<p>合理化その他の林業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるために必要な資金</p>	
<p>2 新たな木材産業部門の経営の開始</p>	<p>(1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>(2) 林産物の加工に用いられる機械その他の木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うために必要な資金</p> <p>(3) 能率的な木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるために必要な資金</p> <p>(4) 木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるために必要な資金</p> <p>(5) 木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金</p> <p>(6) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるために必要な資金</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるために必要な資金</p>	<p>(1) 林業従事者</p> <p>(2) 木材産業に属する事業を営む者</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる者の組織する団体</p> <p>(4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの</p> <p>(5) 支援措置を行う認定中小企業者</p>
<p>3 林産物の新たな生産方式の導入</p>	<p>(1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>(2) 造林に必要な資金</p> <p>(3) 立木の取得に必要な資金</p> <p>(4) 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うために必要な資金</p> <p>(5) 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うために必要な資金</p>	<p>(1) 林業従事者</p> <p>(2) 木材産業に属する事業を営む者</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる者の組織する団体</p> <p>(4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの</p> <p>(5) 支援措置を行う認定中小企業者</p>

	<p>(6) 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るために必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うために必要な資金</p> <p>(7) 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うために必要な資金</p> <p>(8) 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるために必要な資金</p> <p>(9) 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるために必要な資金</p> <p>(10) 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金</p> <p>(11) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるために必要な資金</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるために必要な資金</p>	
<p>4 林産物の新たな販売方式の導入</p>	<p>(1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>(2) 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるために必要な資金</p> <p>(3) 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるために必要な資金</p> <p>(4) 木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金</p>	<p>(1) 林業従事者</p> <p>(2) 木材産業に属する事業を営む者</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる者の組織する団体</p> <p>(4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの</p> <p>(5) 支援措置を行う認定中小企業者</p>

	<p>(5) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるために必要な資金</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるために必要な資金</p>	
5 林業労働に係る安全衛生施設の導入	(1) 機械・施設の取得に必要な資金	<p>(1) 林業従事者</p> <p>(2) (1)に掲げる者の組織する団体</p> <p>(3) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの</p>
6 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入	(1) 施設の取得に必要な資金	<p>(1) 林業従事者の組織する団体</p> <p>(2) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの</p>